

記 録

令 和 3 年 6 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和3年6月28日 (月)

令和3年6月農業委員会定例総会議事録

令和3年6月農業委員会定例総会を令和3年6月28日（月）午後3時から
日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（14名）

1番	股野満男	2番	細川豪邦
3番	黒木耕作	4番	治田健
5番	那須成章	6番	鈴野浅夫
7番	松木親則	8番	甲斐英教
9番	山本孝志	10番	溝口秀樹
11番	海野善文	12番	寺原勝
13番	安藤嘉弥	14番	田原千春

欠席委員（なし）

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（16名）

15番	黒木藤市	16番	黒木豊喜
17番	黒木幸義	18番	野田正明
19番	黒木眞壽美	20番	佐藤力
21番	菊田泰徳	22番	山口佐知男
23番	安藤政廣	24番	児玉恭司
25番	直野廣義	26番	黒木和男
27番	黒木義行	28番	赤木康
29番	矢野陸男	30番	橋口泉

事務局出席者

事務局 長	黒木秀樹	事務局 長 補 佐	野別浩三
主任 主 事	井本彩		

記 録

日程第1 議事録署名者の指名

5 番 10 番

日程第2 議案第36号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第37号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定に係る農業委員会の決定について

議案第40号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転に係る農業委員会の決定について

議案第41号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農業委員会の決定について

議案第42号 農地法第18条の規定による許可申請について

議案第43号 非農地証明願いについて

報告第27号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第28号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第29号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第30号 農地中間管理事業に伴う配分計画について

報告第31号 農地転用許可申請後の許可状況報告について

その他

記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長 印

5 番 印

10 番 印

記 録

議事録

開 会 午後 3 時 0 0 分

議長	<p>それでは、ただいまから令和 3 年日向市農業委員会 6 月定例総会を開会します。</p> <p>まず、日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員に 5 番委員、10 番委員を指名します。よろしくお願いします。</p> <p>次に、日程第 2、議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第 36 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」であります。</p> <p>それでは、番号 28 番及び 30 番について事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局です。</p> <p>お手元の資料の 2 ページからをご覧ください。</p> <p>受付番号 28 番、土地の所在地、塩見。地目、田、地積、385 m²外 27 筆で、田の合計が 8 筆で 4, 269 m²、畑の合計が 20 筆の 6, 231 m²です。譲渡人と譲受人のお二人は親子関係にあり譲渡人が父です。譲渡人の方が高齢になり、早めに子に生前に贈与したいということで今回の申請となりました。譲受人は兼業農家で、現在、1 万 9 8 9 m²耕作されております。</p> <p>農地法第 3 条第 1 項の規定に基づき申請されるもので、耕作状況、下限面積、取得することによる周辺農地への影響などありません。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。</p> <p>続きまして、5 ページです。</p> <p>受付番号 30 番、土地の所在地が塩見。地目が田、地積が 204 m²。譲受人から農地を買いたいということで要望があり、規模拡大するものです。</p> <p>農地法第 3 条の規定による許可申請でございまして、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当いたしません。</p> <p>以上 3 件、皆様のご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、番号 28 担当の 2 番委員及び 20 番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
2 番委員	<p>2 番委員です。</p> <p>譲受人は既に農業を行っており問題ありません。</p>
議長	<p>はい。</p>
20 番委員	<p>20 番委員です。</p> <p>別に問題ありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、番号 30 担当の 9 番委員及び 16 番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
9 番委員	<p>9 番委員です。</p> <p>問題ありません。</p>

- 議長 はい。
- 16番委員 16番委員です。
問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑はございませんでしょうか。
ないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、原案のとおりとします。
それでは、ここで一旦休憩いたします。
- (休 憩)
- 議長 それでは再開します。
次に、番号29番について事務局に説明をお願いします。
- 事務局 事務局です。
続きまして29番、土地の所在地が富高。地目が畑、地積が299㎡です。
譲受人から農地を買い取たいということで要望があり、規模拡大をするものです。
農地法第3条の規定による許可申請でして、農地法第3条第2項の各号には該当いたしません。
以上1件、皆様のご審議をお願いします。
- 議長 ありがとうございます。
ただいま説明のありました案件につきまして、質疑等はございませんでしょうか。
ないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
番号29番は全員賛成ですので、原案のとおりとします。
ここで一旦休憩いたします。
- (休 憩)
- 議長 それでは、再開いたします。
次に、議案第37号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」であります。
それでは、事務局に説明をお願いします。

記 録

事務局	<p>事務局です。</p> <p>お手元の資料の 8 ページをご覧ください。</p> <p>受付番号 4 番、土地の所在地が美々津。地目は畑、地積は 5 2 8 m²です。転用目的は駐車場です。申請人は、隣接地で会社を経営されており会社の駐車場として利用されていましたが、今回、申請地を相続されたので、正式に会社を貸す手続を行うために追認申請されたものです。申請人から始末書が提出されています。申請地の南側及び東側にはブロック塀を構築済みであり、雨水は地下に配管を設置し、側溝へ流出させています。</p> <p>申請地は、第 2 種農地に該当するものと考えられ、農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき申請されるもので、周辺農地への影響はないものと考えられます。</p> <p>続きまして、受付番号 5 番、土地の所在地が東郷町。地目は畑、地積は 1 8 5 m²外 3 筆です。転用目的は植林です。申請地は、申請人の父が昭和 4 5 年頃に杉の植林をしており、追認申請をされたものです。申請人から始末書が提出されています。周辺は山林及び申請人が併せて転用を行う農地です。</p> <p>申請地は、第 2 種農地に該当するものと考えられ、農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき申請されるもので、周辺農地への影響はないものと考えられます。</p> <p>続きまして、受付番号 6 番、土地の所在地が東郷町。地目は畑、地積は 3 9 0 m²外 3 筆です。転用目的は植林で、受付番号 5 番の申請地と併せて一体的に利用することと、杉の植林を行うため申請されたものです。</p> <p>申請地は、第 2 種農地に該当するものと考えられ、農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき申請されるもので、周辺農地への影響はないものと考えられます。</p> <p>続きまして、受付番号 7 番、土地の所在地が幸脇。地目は畑、地積は 5 1 9 m²外 1 筆です。転用目的は植林で、申請人の祖父や父が 4 0 年以上前にヒノキやナラの木を植林したものであり、追認申請されるものです。申請人から始末書が提出されています。</p> <p>申請地は、第 2 種農地に該当するものと考えられ、農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき申請されるもので、周辺農地への影響はないものと考えられます。</p> <p>続きまして、受付番号 8 番、土地の所在地が東郷町。地目は畑、地積は 3 9 6 m²外 2 筆です。転用目的は農家住宅用地、倉庫、牛舎用地ですが、申請人のおじいさん、お父さんが昭和 3 3 年以降建てたものであり、追認申請するものです。申請人から始末書が提出されています。</p> <p>申請地は、第 2 種農地に該当するものと考えられ、農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき申請されるもので、周辺農地への影響はないものと考えられます。</p> <p>以上 5 件、皆様のご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、番号 4 担当の 1 3 番委員及び 2 3 番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
1 3 番委員	<p>1 3 番委員、別にありません。</p>
議長	<p>はい。</p>
2 3 番委員	<p>2 3 番委員です。</p> <p>問題ないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、番号 5 及び番号 6 担当の 6 番委員及び 1 8 番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>

記 録

- 6 番委員 6 番委員です。
別に問題ありません。
- 1 8 番委員 1 8 番、問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
次に、番号 7 担当の 1 0 番委員及び 2 6 番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 1 0 番委員 2 4 日に再度現場を確認させていただきました。黒木委員と事務局、そして私と再度確認させましたが、別に問題ないと判断させていただきました。
以上です。
- 議長 はい。
- 2 6 番委員 2 6 番委員です。
事務局の説明のあったとおりであります。特に問題はありません。
- 議長 ありがとうございます。
次に、番号 8 担当の 1 2 番委員及び 2 2 番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 1 2 番委員 1 2 番委員です。
問題ありません。
- 2 2 番委員 2 2 番委員です。
特にありません。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はありませんでしょうか。
ほかにないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、原案のとおりとします。
次に、議案第 3 8 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」であります。
それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 事務局です。
お手元の資料の 1 6 ページをご覧ください。
受付番号 1 2 番、土地の所在地が塩見。地目が畑、地積が 1 2 5 m²です。今回、親子間での無償の所有権移転での転用申請ですが、申請地には、昭和 5 3 年頃に譲渡人が建てた農業用倉庫があり、追認申請ということで、譲渡人から始末書が提出されています。
申請地は宅地に接続した土地であり、ブロック塀を設置しています。雨水は側溝へ排水し、倉庫から発生する汚水はありません。

記 録

事務局

申請地は、第2種農地に該当するものと考えられ、農地法第4条第1項の規定に基づき申請されるもので、周辺農地への影響はないものと考えられます。

続きまして、受付番号13番、土地の所在地が東郷町。地目が畑、地積が271㎡外1筆です。今回、無償の所有権移転での転用申請であり、議案第37号、受付番号5番及び6番と一体的に杉苗を植林するものです。周囲は山林及び申請者が併せて転用する農地となります。

申請地は、第2種農地に該当するものと考えられ、農地法第4条第1項の規定に基づき申請されるもので、周辺農地への影響はないものと考えられます。

続きまして、受付番号14番、土地の所在地が東郷町。地目が畑、地積が3,696㎡です。譲受人は運送業を営んでいますが、新たに菌床シイタケやキクラゲの栽培を行うため、譲渡人から土地を買いましたが、農地法のことを知らずに栽培用の倉庫及び駐車場を整備したため、追認申請されるものです。譲受人よりてんまつ書が提出されています。

申請地は農業振興地域農用地区域に該当しますが、農業用施設用地に用途区分を変更しており、農用地利用計画に即した土地利用であり、農地法第5条第1項の規定に基づき申請されるもので、周辺農地への影響はないものと考えられます。

続きまして、受付番号15番、土地の所在地が東郷町。地目が田、地積が125㎡外2筆です。譲受人は、申請地の近地で子と養鶏業を営んでおり、お孫さんの就農に当たり、既存鶏舎の近くで増棟を計画され申請に及びました。申請地以外は、周辺は川と道路であり、排水は浸透式のためますを設置することです。

申請地は農業振興地域農用地区域に該当しますが、農業用施設用地に用途区分を変更しており、農用地利用計画に即した土地利用であり、農地法第5条第1項の規定に基づき申請されるもので、周辺農地への影響はないものと考えられます。

続きまして、受付番号16番、土地の所在地、東郷町。地目が田、地積が457㎡です。譲受人は富高で養鶏業を営んでおり、今回、申請地の隣接地にある中古鶏舎を取得することとなりましたが、中古鶏舎の所有者が譲渡人より鶏舎敷地と併せて申請地も購入しましたが、名義変更が行われておらず、そのまま杉の木を数本植林したようです。登記名義人である譲渡人よりてんまつ書が提出されています。既に植林している杉の木のほか、あと20本ほど植林して、養鶏場から出る羽毛やほこり、臭気の近隣民家への影響を軽減したいということです。

申請地は、第2種農地に該当するものと考えられ、農地法第5条第1項の規定に基づき申請されるもので、周辺農地への影響はないものと考えられます。

続きまして、受付番号17番、土地の所在地が美々津町。地目が畑、地積が396㎡外1筆です。譲受人が隣接地で養鰻事業を行うに当たり、資材置場が不足しているため転用申請されたものです。周囲に耕作地はなく、施設外周部にフェンスの設置、雨水排水は自然浸透式とし、生活排水等の雑排水はないということです。

申請地は、第2種農地に該当するものと考えられ、農地法第5条第1項の規定に基づき申請されるもので、周辺農地への影響はないものと考えられます。

以上6件、皆様のご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。

それでは、番号12担当の2番委員及び20番委員から補足があれば説明をお願いします。

2番委員

2番委員です。

記 録

- 2 番委員 | 先週 2 3 日に立会いで確認を行いました。問題ありません。
- 2 0 番委員 | 2 0 番委員です。
問題ありません。
- 議長 | ありがとうございました。
次に、番号 1 3 担当の 6 番委員及び 1 8 番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 6 番委員 | 6 番委員です。
別に問題ありません。
- 議長 | はい。
- 1 8 番委員 | 1 8 番委員です。
特に問題ありません。
- 議長 | ありがとうございました。
次に、番号 1 4 担当の 1 1 番委員及び 1 9 番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 1 1 番委員 | 1 1 番委員です。
特に問題ありません。
- 1 9 番委員 | 1 9 番委員、問題ありません。
- 議長 | ありがとうございました。
次に、番号 1 5 担当の 5 番委員及び 2 2 番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 5 番委員 | 5 番委員です。
事務局の説明のとおりであります。鶏舎用地でありますので、周囲の同意も全て取っているということでもありますので、何も問題はないと思います。
- 2 2 番委員 | 2 2 番委員、特に問題ありません。
- 議長 | ありがとうございました。
次に、番号 1 6 担当の 1 1 番委員及び 1 9 番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 1 1 番委員 | 1 1 番委員です。
これも特に問題ありませんでした。
- 1 9 番委員 | 1 9 番委員、問題ありません。
- 議長 | ありがとうございました。
次に、番号 1 7 担当の 1 7 番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 1 7 番委員 | 1 7 番委員。
別にございません。

記 録

議長 ありがとうございます。
それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はございませんでしょうか。
ほかにないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、原案のとおりとします。
次に、議案第39号「農業経営強化基盤促進法第18条第1項の規定による利用権設定に係る農業委員会の決定について」であります。
それでは、ここで一旦休憩いたします。

(休 憩)

議長 それでは再開します。
事務局に説明をお願いします。

事務局 お手元の資料25ページをご覧ください。
受付番号14番、15番ともに利用権設定を受ける者が同じ方で、どちらも更新をされるものです。場所はそれぞれ東郷町。田、地積が834㎡外4筆と15番が地目が田、地積が1,259㎡です。土地は全て使用貸借権です。利用権の設定を受ける者は主に施設野菜を栽培されていますが、今回の申請地は水稲の作付を行うもので5年間の契約です。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による申請でして、農業経営基盤強化促進法第18条の第2項には該当いたしません。
以上2件、皆様のご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。
それでは、番号14及び番号15担当の22番委員から補足があれば説明をお願いします。

22番委員 22番委員、特にありません。

議長 ありがとうございます。
それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑等はありませんでしょうか。
ないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、原案のとおりとします。
それでは、一旦休憩をいたします。

(休 憩)

記 録

議長	<p>再開します。 それでは次に、議案第40号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転に係る農業委員会の決定について」であります。 それでは、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>お手元の資料の29ページをご覧ください。 受付番号5番、6番は、それぞれ所有権の移転を受ける者が同じ方で、土地の所在地は塩見。地目が畑、地積が383㎡外2筆です。所有権移転の時期は令和3年7月1日で、対価が3筆で265万6,000円となっております。譲受人は、塩見で主に果樹経営をされている認定農業者で、経営面積も5万2,444㎡と50aの要件を超えています。 経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による申請でして、農業経営基盤強化促進法第18条第2項の各号には該当しない案件です。 続きまして、受付番号7番、所有権の移転をする者が公益社団法人宮崎県農業振興公社です。土地の所在地は塩見、地目が田、面積が983㎡外2筆です。 こちらの案件につきましては、所有権の移転を受ける者が農業振興公社の特例事業という売買事業を利用し、現在、公社から農地を借りている場所です。所有権移転の時期は令和3年7月9日です。対価が3筆で293万9,000円となっております。所有権移転を受ける者は塩見で施設営農をされている認定新規就農者です。 経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による申請で、農業経営基盤強化促進法第18条第2項の各号には該当しない案件です。 以上3件、皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは番号5及び番号6担当の9番委員及び16番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
9番委員	<p>9番委員です。 問題ありません。</p>
16番委員	<p>16番委員です。 問題ありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 次に、番号7担当の7番委員及び9番委員及び21番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
7番委員	<p>7番委員です。 問題ありません。</p>
9番委員	<p>9番委員です。 問題ありません。</p>
21番委員	<p>21番委員です。 問題ありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はございません</p>

記 録

- 議長 でしょうか。
ないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、原案のとおりとします。
次に、議案第41号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農業委員会の決定について」であります。
それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 資料の33ページをご覧ください。
番号27、28の2件が今回申請が上がってきております。全て宮崎県農業振興公社が土地の所有者から農地を借りるものです。賃借権の設定で、期間を令和3年8月1日から20年間としております。
この案件につきましては、この後の報告の第30号で、細島で化学繊維、プラスチックの原料の加工等を行うほか、社屋内でオオバの水耕栽培を営んでいる企業に公社から配分する予定です。
5月にご審議いただきました案件と一体的に利用し、果樹を植えるものとなっております。
中間管理事業を利用して行う案件として、農業経営基盤強化促進法第18条第2項の各号には該当しません。
皆様のご審議をよろしくお願いします。
- 議長 ありがとうございます。
ただいま説明のありました案件につきまして、質問等はございませんでしょうか。
ないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、原案のとおりとします。
次に、議案第42号「農地法第18条の規定による許可申請について」であります。
それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 資料の36ページからをご覧ください。
番号の16番から18番まで関連がありますので、一括して説明します。
申請地は、富高で、成立日、解約日はともに令和3年5月20日、引渡日は5月31日となっております。
この案件につきましては、全て農業振興公社へ貸し出されていましたが、耕作者がおらず中間保有となっていた農地です。今後は、この土地で新規就農予定の方が新たに借りたいと希望されており、新たに借手を設定するために合意解約されたものです。また今後、議案として上がってくると思います。
以上3件、皆様のご審議をよろしくお願いします。
- 議長 ありがとうございます。

記 録

議長	<p>ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑等はございませんでしょうか。</p> <p>ないようですので、お諮りします。</p> <p>賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおりとします。</p> <p>次に、議案第43号「非農地証明願いについて」であります。</p> <p>それでは、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料の39ページからをご覧ください。</p> <p>番号12から14までは関連がありますので、一括して説明します。</p> <p>土地の所在地が東郷町。全て地目が畑、現況が山林となっておりますが、先日、担当委員と一緒に現地調査に行ってきました。</p> <p>申請地は、議案第37号及び第38号の申請人が転用申請をしている申請地の周辺にあり、お話を聞いたところ、もう10年以上前から耕作はしておりませんということで、確認したところ、確かにもう10年以上耕作されておらず、将来的にも農地として使用することが困難な土地でした。</p> <p>番号13、14に関しましては、今後、番号12の申請人が購入し、併せて管理を行っていくとのことでした。</p> <p>続きまして、番号15番、土地の所在地が美々津町。地目が田、地積が198㎡外4筆で、現況が全て山林となっております。</p> <p>先日、担当委員と一緒に現地調査に行ってきましたが、申請地は申請地だけでなく周辺も既に山林化しており、お話を聞いたら、申請人の祖父の代までは耕作されていたようですが、その後数十年以上は耕作しておりませんということでした。確認したところ、確かにもう10年以上耕作されておらず、将来的にも農地として使用することが困難な土地でした。</p> <p>40ページにあります土地の所在地3番目に記載している農地につきましては、現在、農業振興地域農用地区域となっておりますが、非農地証明後、除外の手続を行う予定です。</p> <p>以上4件、皆様のご審議をよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは番号10、12及び13、14担当の6番委員及び18番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
6番委員	<p>6番委員です。</p> <p>この案件は、議案第37号と第38号で承認を受けました案件と一体化しており、別に問題ありません。</p>
18番委員	<p>18番委員です。</p> <p>特に問題ありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、番号15担当の13番委員及び23番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
13番委員	<p>13番委員、問題ありません。</p>

23番委員

23番です。
もう既に山になっており、やむを得ないと思います。

議長

ありがとうございました。
それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はありませんでしょうか。
ないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。
全員賛成ですので、原案のとおりとします。
以上をもちまして議案の審議を終了いたします。
続きまして、報告第27号から報告第31号につきまして、事務局長補佐から報告をお願いします。

事務局

事務局です。
それでは、日向市農業委員会事務局規程による受理通知の交付についてご報告申し上げます。
まず、報告第27号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」であります。
議案書では45ページになります。
届出の件数は2件、土地は、田が0、畑が3筆で、面積は533㎡であります。転用目的につきましては、個人住宅、駐車場であります。
次に、報告第28号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出」であります。
議案書では50ページです。
届出の件数は12件、土地は田が2筆、畑が11筆です。面積は2,770㎡であります。転用目的につきましては、個人住宅、駐車場等であります。
次に、報告第29号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」であります。
議案書では52から53ページです。
届出の件数は1件、土地は田が0、畑が9筆で、面積は2,030㎡であります。これは親から子供への相続であります。
次に、報告第30号「農地中間管理事業に伴う農地配分計画について」であります。
議案書では55ページです。
市農業畜産課から提供された情報であります。内訳は2件、畑が3筆、面積が754㎡の農地の配分が行われております。詳細につきましては、お手元の報告第39号別紙をご覧ください。
次に、報告第31号「農地転用許可申請後の許可状況報告について」であります。
資料は57ページから58ページです。
3月から5月の定例総会にて可決した案件で、4条の申請が1件、5条の申請が5件が許可されております。
以上報告を申し上げます。

議長

それでは、ここで一旦休憩いたします。

記 録

(休 憩)

議長 再開いたします。
それでは、事務局をお願いします。

事務局 事務局です。
先月の総会で、鶏舎の農振農用地の編入についての案件が出ました。これにつきましては、まだ地元との協議が調っていないということで保留としましたが、この件につきまして、25番委員から報告がありますので、よろしくお願
いします。

25番委員 25番委員です。
この件についてですが、地元区長にも確認したんですが、覚書を結んでおり、覚書のとおり
に操業するという
ことで合意したよう
であります。
それと、羽毛飛散防止ネットについてですが、私が確認したところ、ちゃんと設置してあります。
ためますについては、鳥が入っていったので確認はできなかつたんですが、区長が言われたとおり、覚書に沿って操業するという
ことで確認したという
こと
であります。
それと、申請者が対岸の住民たちに説明に回ったそうです。
以上であります。

議長 ありがとうございます。
これにつきまして質問等がありましたらお受けしたいと思います。

20番委員 いいですか。20番委員です。

議長 どうぞ。

20番委員 私は農地部会長として立会いに行ったんですが、そういう覚書云々というのは、そのときに持ってくるようなことはできないんですかね。というのが、あそこ、やっ
と私は大工さんから聞いたんですが、あのためます、あれは上の表面積、鶏舎の、その時間どの
くらいの雨量でのときに耐えられるかとかそういうのもちょっと聞きたかつたんですが、そこあたりは問題ない
んでしょうね。
というのは、あの屋根を見ると、相当のあれ雨量、雨なんかが来たときには、そのためます
なんかは確認できなかつた
ですよね。だから、そこあたりはちょっと心配でありましたので、以前そういう関係の仕事して
いましたので。

議長 それでは、ちょっと一旦ここで休憩いたします。

(休 憩)

議長 再開します。
それでは、事務局、説明をお願いします。

事務局 事務局です。
今、20番委員からご指摘がありました覚書の件ですが、こちらは事前に覚書を
交わしているという
ことが分かっている
のであれば、今後、そういうものも立会

記 録

- 事務局 | いのときに持ってくるように、もしくは農地部会の際に出せるようにいたしたいと思います。また、雨量の件とか屋根の件については、併せてまた申請人に確認をします。
- | 今後、保留にしている案件でございますので、保留していた事項について改善がなされたということが申請人からあれば、当然また農業畜産課から農業委員会に再度協議してほしいということをお願いがあると思われま。そのときにはまた農地部会を開催しますので、農地部会長、そのときはまたよろしくお願いいたします。
- 議長 | よろしいでしょうか。
- 20番委員 | 私は1人で農地部会長として行ったんですが、自分なりに責任を感じていましたので、今回、できたらそれを農地部会みんなにお知らせしたいということでありま。
- | そしたら、継続審議みたいな形になるようなことですか。
- 事務局 | 事務局です。
- 議長 | どうぞ。
- 事務局 | はい。保留中の案件ですので、これがこのまま終わるわけではなくて、また再度改めて、農業畜産課から農地部会を開催してほしいという依頼が7月にあると思いまるので、再度、農地部会で協議していただきたいと思っております。
- 議長 | よろしいでしょうか。
- 20番委員 | 分かったような分からんような気がします。はい。
- 議長 | 再度休憩いたします。
- | (休 憩)
- 議長 | 再開しま。
- | 納得はいかないけれども了解しまということだったんですけれども、7月に多分上がってくるだろうと思いまるので、またその場で協議をいただきたいと思いま。
- | よろしいでしょうか。
- 20番委員 | はい。
- 議長 | ほかに質問等はございませんでしょうか。
- | ほかにご意見、ご質問等もないようですので、これをもちまして全ての会議の日程を終了いたしま。とともに議長の任を解かせていただきます。
- | 本日はご協力ありがとうございました。